

三田市社会福祉協議会障害者居宅介護支援事業所居宅介護 及び重度訪問介護及び同行援護事業運営規程

「平成18年8月25日」
「規程第32号」

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三田市社会福祉協議会が開設する障害者居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）及び重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護等の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者その他の福祉サービス及び保健・医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(指定居宅介護等の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 三田市社会福祉協議会障害者居宅介護支援事業所

(2) 所在地 三田市川除675番地（三田市総合福祉保健センター1階）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員・サービス提供責任者と兼務)

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定居宅介護等の実施に関し、法令等において規定されている事項について、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、自らも指定居宅介護等の提供にあたるものとする。

(2) サービス提供責任者 2名以上 (常勤職員・指定訪問介護と兼務)

(ア) 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容等 (以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」という。) を記載した書面を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに交付を行う。

(イ) 居宅介護計画又は重度訪問介護計画又は同行援護計画 (以下「居宅介護計画等」という。) の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員 常勤換算2.5名以上 (登録型兼務)

居宅介護計画等に基づき、指定居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日は、月曜日から日曜日までとする。ただし12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間は、午前7時から午後10時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排せつの介護
- ③ 衣服着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ その他必要な身体介護

(3) 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 関係機関との連絡
- ⑥ その他必要な家事

(4) 通院等介助

通院等における移動及び手続等の支援（事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助は除く）

(5) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時支援を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(6) 同行援護に関する内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(7) 前各号に附帯する便宜

前各号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額として支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際には、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

- 3 第10条に定める通常の指定居宅介護等の実施地域以外の地域の居宅を

訪問して指定居宅介護等を行う場合には、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------|
| (1) 事業所から、片道 | 5 km未満 | 2 0 0 円 |
| (2) 事業所から、片道 | 5 km以上～1 0 km未満 | 4 0 0 円 |
| (3) 事業所から、片道 | 1 0 km以上、5 km毎に | 2 0 0 円加算 |

- 4 前条に規定する生活必需品の買い物に要した交通費は、利用者宅を起点終点とした移動について、その実費を徴収する。なお、自動車、自転車等を使用した場合の交通費は次の額とする。

- | | | | |
|-----|---------|-----------|---------|
| (1) | 1 回の移動が | 5 k m未満 | 9 0 円 |
| (2) | 1 回の移動が | 1 0 k m未満 | 1 8 0 円 |
| (3) | 1 回の移動が | 1 5 k m未満 | 2 7 0 円 |
| (4) | 1 回の移動が | 1 5 k m以上 | 3 6 0 円 |

- 5 指定居宅介護等の急なキャンセルの場合、予定されていたサービス提供時間に対し、1時間あたり1500円（1時間未満の端数は1時間に切り上げる）のキャンセル料を請求する。ただし、前日の17時までに連絡があった場合、急な体調不良や天候不良等でサービス提供が出来ないと判断される場合はこの限りでない。

- 6 第1項から第5項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、利用者に対して交付するものとする。

- 7 第3項から第5項までの費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者又はその家族の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認のうえ、利用者負担額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定支給障害支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の指定居宅介護等の実施地域は、三田市の全域、神戸市北区の

一部（長尾町・道場町・赤松台・上津台・鹿の子台北町・鹿の子台南町）とする。

（事故や緊急時等における対応方法）

第 1 1 条 事業所は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に症状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情解決）

第 1 2 条 事業所は、提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、その提供した指定居宅介護等に関し、関係法令の定めるところにより、県及び市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同第 8 5 条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 1 3 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（5）虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第 1 4 条 事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(人格の尊重)

第 1 5 条 事業所は、指定居宅介護等を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 1 6 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団の排除)

第 1 7 条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 1 8 条 事業所は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。
(研修による計画的な人材育成)

第 1 9 条 事業所は、適切な指定居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて

策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 (平成18年8月25日)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年8月21日)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年5月15日)

この改正規程は、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (平成21年4月17日)

この改正規程は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (平成22年4月22日)

この改正規程は、平成22年4月1日から適用する。

付 則 (平成23年4月20日)

この改正規程は、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (平成23年10月19日)

この改正規程は、平成23年10月1日から適用する。

付 則 (平成24年4月17日)

この改正規程は、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (平成25年4月18日)

この改正規程は、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年4月18日)

この改正規程は、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年4月16日)

この改正規程は、平成27年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年4月14日)

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 29 年 4 月 21 日）

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 4 月 20 日）

この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 31 年 4 月 15 日）

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 2 年 6 月 3 日）

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 4 月 21 日）

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 4 年 4 月 20 日）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 5 年 4 月 19 日）

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 6 年 4 月 18 日）

この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 8 年 4 月 22 日）

この改正規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。